

伊豆山

正本

昭和三〇年の第二九一四号

求釈明申立書

原告 下田 隆 一

外二名

被告 国

右当事者間損害賠償請求事件について被告提出答辯書に対し原告は左記の如く釈明を要求する。

請求の原因に対する答辯について
被告の認否は簡に失してこれでは要立証事項の圧縮に困難である
被告は国であつて訴訟担当者は法務省訟務局の課長等であるけれども訴訟担当者は各省のあらゆる智能あらゆる資料を自由に利用し得る立場にあるのであるから、原告の主張事実に対する認否については本件の持つ人道的意義に鑑み木で鼻をくくつたような答辯をしないで、原告の主張事実について一々克明に認否し認める

副本



静養七旬本第一巻



正

べき点は惜しみなくこれを認め否認する点は否認するが真実はこ
うであるという風に親切に御答辯願ひ度い。

請求原因第一項乃至第六項を一からげにせず各別に且内容の一つ
一つについて認否して頂き度い。

第七項第八項についても同様である。

第九項乃至第十一項についても同様であつて、このうち認めら
べき点が全く注目されていない。

被告は第十一項の原子爆弾が超危険物である点についてさえ争ひ
ものであらうか

被告の主張について

第一について

被告は原子爆弾使用が国際法に違反することを否定しているが
昭和二十年八月十日帝国政府はスイス政府を通じて米政府に
対し広島に対する原子爆弾（抗議文中には新型爆弾と記載され

ている)の投下が国際法に違反するとして即時かかる非人道的兵器の使用を放棄することを嚴重に要求し且赤十字国際委員会にもその主張を説明した公文と全く相反する主張であることはこれを認めるか。又右公文の見解と被告の現在の訴訟上の主張とか相反する理由は如何。

第二について

被告は本件請求権を国内法の下における一般の權利と趣を異にするに論じているが、原告等が原爆加害國及加害者個人に対して有したと主張する損害賠償請求権は請求原因第九項に記載する如く日本法及米國法に基く国内法に基く私法上の請求権であるから被告の主張は的はづれである。準拠法が日本法である場合と米國法である場合とに分つて主張を展開され度い。

第三について

被告の主張は請求原因第十五項に対するものであるか

昭和三〇年一月二二日

原告等訴訟代理人

第四について

一に記載する「講和に際して当然に抛棄さるべき宿命を担うもの」にすぎない」との記載について、更らに法律用語による表現によつてその意義を明らかにされ度い。

第五について

一に記載せられた「講和に際して当然に抛棄さるべき宿命を担つていたもの」にすぎない」との記載についても前と同様の釈明を求めらる。

昭和三〇年一月二二日

右原告等訴訟代理人

岡本 尚一

古野 周蔵

水田 謙一



大正十一年四月二日... 昭和三〇年一月二二日

原工部

東京地方裁判所

民事第二四部 御中

加藤 隆 久



森川 金 寿



芦田 浩 志



松井 康 浩



大野 正 男



鈴木 木 透



品川 澄 雄



法律顧問 東京地方裁判所 民事第二四部

不
可
印
行